

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）
新旧対照表
（案）

目 次

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	火山防災協議会活動計画	1
第 2 節	防災知識普及計画	2
第 4 節	防災訓練計画	3
第 5 節	気象業務整備計画	4
第 6 節	避難対策計画	6
第 7 節	要配慮者の安全確保計画	7

第 3 章 災害応急対策計画

第 2 節	火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画	9
第 7 節	広報広聴計画	10
第 18 節	避難・救出計画	12
第 26 節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	16

第 5 章 継続災害への対応方針

第 1 節	避難対策	17
-------	------	----

頁	現 計 画	修 正 案
<p>3-2-1</p> <p>3-2-2</p>	<p>第1節 火山防災協議会活動計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定める事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 関係市町村</p> <p>○ 警戒地域の指定のあった市町村は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町村地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示（緊急）等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>[略]</p>	<p>第1節 火山防災協議会活動計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定める事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 関係市町村</p> <p>○ 警戒地域の指定のあった市町村は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町村地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-3	<p>第2節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災教育</p> <p>○ 防災関係機関は、住民・登山者・観光客等滞在者の防災に対する意識の高揚を図り、火山災害時において、正しい知識と判断をもって行動できるよう、観光事業者及び防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、次の方法等を利用して、防災知識の普及徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>○ 防災意識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア 火山に関する知識及び火山災害の特性</p> <p>イ 噴火警報、噴火警戒レベル、<u>避難指示（緊急）</u>等火山災害対策に係る用語の意味</p> <p>ウ～シ [略]</p> <p>○ 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 災害時における心得</p> <p>① 市町村長から<u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>が発せられた場合には、速やかに避難する。</p> <p>[略]</p>	<p>第2節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災教育</p> <p>○ 防災関係機関は、住民・登山者・観光客等滞在者の防災に対する意識の高揚を図り、火山災害時において、正しい知識と判断をもって行動できるよう、観光事業者及び防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、次の方法等を利用して、防災知識の普及徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>○ 防災意識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア 火山に関する知識及び火山災害の特性</p> <p>イ 噴火警報、噴火警戒レベル、<u>避難指示</u>等火山災害対策に係る用語の意味</p> <p>ウ～シ [略]</p> <p>○ 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 災害時における心得</p> <p>① 市町村長から<u>避難指示</u>が発せられた場合には、速やかに避難する。</p> <p>[略]</p>
修正理由	○ 法令等の改正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-7	<p>第4節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づきより実戦的な内容とするよう努める。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>○ 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ <u>避難勧告訓練</u></p> <p>キ～シ [略]</p> </div> <p>2 [略]</p>	<p>第4節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づきより実戦的な内容とするよう努める。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>○ 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ <u>避難指示訓練</u></p> <p>キ～シ [略]</p> </div> <p>2 [略]</p>
3-2-8	<p>3 各訓練項目において留意すべき事項</p> <p>県及び市町村は、災害に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>避難勧告訓練</u></p> <p>災害により各現象が発生のおそれがあると認められる場合や発生した場合を想定し、地域住民等に対する<u>避難勧告等</u>の訓練を実施すること。</p> <p>[略]</p>	<p>3 各訓練項目において留意すべき事項</p> <p>県及び市町村は、災害に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>避難指示訓練</u></p> <p>災害により各現象が発生のおそれがあると認められる場合や発生した場合を想定し、地域住民等に対する<u>高齢者等避難及び避難指示</u>（以下本編中「<u>避難指示等</u>」という。）の訓練を実施すること。</p> <p>[略]</p>
修正理由	<p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																												
3-2-9	第5節 気象業務整備計画	第5節 気象業務整備計画																																												
	第1・第2 [略]	第1・第2 [略]																																												
3-2-11	第3 情報収集、伝達体制の整備	第3 情報収集、伝達体制の整備																																												
	[略]	[略]																																												
3-2-13	②噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報	②噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(居住地及び居住地)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地及びそれより火口側</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (<u>避難準備</u>)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準	噴火警報(居住地及び居住地)又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	[略]	[略]	レベル4 (<u>避難準備</u>)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(居住地及び居住地)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地及びそれより火口側</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (<u>高齢者等避難</u>)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準	噴火警報(居住地及び居住地)又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	[略]	[略]	レベル4 (<u>高齢者等避難</u>)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																
名 称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準																																											
噴火警報(居住地及び居住地)又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	[略]	[略]																																											
		レベル4 (<u>避難準備</u>)	[略]																																											
[略]	[略]	[略]	[略]																																											
名 称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準																																											
噴火警報(居住地及び居住地)又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	[略]	[略]																																											
		レベル4 (<u>高齢者等避難</u>)	[略]																																											
[略]	[略]	[略]	[略]																																											
	[略]	[略]																																												
3-2-14	④岩手山の噴火警戒レベル(概要版)平成30年3月 岩手山火山防災協議会	④岩手山の噴火警戒レベル(概要版)平成30年3月 岩手山火山防災協議会																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>(キーワード)レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(居住地及び居住地)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地及びそれより火口側</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4 (<u>避難準備</u>)</td> <td>居住地及び居住地に重なる居住地域を噴火発生の想定が高くなる可能性がある(性まいる)。</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難等が必要。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	(キーワード)レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	噴火警報(居住地及び居住地)又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	[略]	[略]	[略]	[略]	4 (<u>避難準備</u>)	居住地及び居住地に重なる居住地域を噴火発生の想定が高くなる可能性がある(性まいる)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難等が必要。	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>(キーワード)レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(居住地及び居住地)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地及びそれより火口側</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4 (<u>高齢者等避難</u>)</td> <td>居住地及び居住地に重なる居住地域を噴火発生の想定が高くなる可能性がある(性まいる)。</td> <td>警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難、住民の避難の準備等が必要。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	(キーワード)レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	噴火警報(居住地及び居住地)又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	[略]	[略]	[略]	[略]	4 (<u>高齢者等避難</u>)	居住地及び居住地に重なる居住地域を噴火発生の想定が高くなる可能性がある(性まいる)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難、住民の避難の準備等が必要。	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
名称	対象範囲	(キーワード)レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																									
噴火警報(居住地及び居住地)又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	[略]	[略]	[略]	[略]																																									
		4 (<u>避難準備</u>)	居住地及び居住地に重なる居住地域を噴火発生の想定が高くなる可能性がある(性まいる)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難等が必要。	[略]																																									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																									
名称	対象範囲	(キーワード)レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																									
噴火警報(居住地及び居住地)又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	[略]	[略]	[略]	[略]																																									
		4 (<u>高齢者等避難</u>)	居住地及び居住地に重なる居住地域を噴火発生の想定が高くなる可能性がある(性まいる)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難、住民の避難の準備等が必要。	[略]																																									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																									
	[略]	[略]																																												
3-2-15	⑤秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル(概要版)平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会	⑤秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル(概要版)平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会																																												

	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	[略] 4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要*。全山入山規制。	[略]
	[略]					
3-2-16	⑥栗駒山の噴火警戒レベル (概要版) 平成 31 年 3 月 栗駒山火山防災協議会					
	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	[略] 4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要。 要配慮者の避難等が必要。	[略]
	[略]					
3-2-17	⑥栗駒山の噴火警戒レベル (概要版) 平成 31 年 3 月 栗駒山火山防災協議会					
	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	[略] 4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要*。	[略]
	[略]					
修正理由	○ 法令等の改正に伴う修正					

頁	現 計 画	修 正 案												
3-2-21	<p>第6節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 広域一時滞在 [略]</p> <p>第3～第5 [略]</p>	<p>第6節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>広域避難及び広域一時滞在</u> [略]</p> <p>第3～第5 [略]</p>												
3-2-23	<p>第6 避難に関する広報</p> <p>○ 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、火山災害を想定した火山防災マップ、広報誌、インターネット、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。</p> <p>○ 県及び市町村は、登山者等の情報を把握するため、登山者等に対して、登山者カード（登山計画書）の記入、いわてモバイルメールへの登録等を行うよう、観光施設等と連携し、広報活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="260 1066 836 1473"> <tr> <td data-bbox="260 1066 427 1200">避難場所等に関する事項</td> <td data-bbox="427 1066 836 1200">ア 避難場所等の名称、所在地 イ 避難場所等への経路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 1200 427 1384">避難行動に関する事項</td> <td data-bbox="427 1200 836 1384">ア 平常時における避難の心得 イ <u>避難勧告</u>等の伝達方法 ウ 避難の方法 エ 避難後の心得</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 1384 427 1473">災害に関する事項</td> <td data-bbox="427 1384 836 1473">ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況</td> </tr> </table>	避難場所等に関する事項	ア 避難場所等の名称、所在地 イ 避難場所等への経路	避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ <u>避難勧告</u> 等の伝達方法 ウ 避難の方法 エ 避難後の心得	災害に関する事項	ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況	<p>第6 避難に関する広報</p> <p>○ 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、火山災害を想定した火山防災マップ、広報誌、インターネット、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。</p> <p>○ 県及び市町村は、登山者等の情報を把握するため、登山者等に対して、登山者カード（登山計画書）の記入、いわてモバイルメールへの登録等を行うよう、観光施設等と連携し、広報活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="868 1066 1444 1473"> <tr> <td data-bbox="868 1066 1035 1200">避難場所等に関する事項</td> <td data-bbox="1035 1066 1444 1200">ア 避難場所等の名称、所在地 イ 避難場所等への経路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="868 1200 1035 1384">避難行動に関する事項</td> <td data-bbox="1035 1200 1444 1384">ア 平常時における避難の心得 イ <u>避難指示</u>等の伝達方法 ウ 避難の方法 エ 避難後の心得</td> </tr> <tr> <td data-bbox="868 1384 1035 1473">災害に関する事項</td> <td data-bbox="1035 1384 1444 1473">ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況</td> </tr> </table>	避難場所等に関する事項	ア 避難場所等の名称、所在地 イ 避難場所等への経路	避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ <u>避難指示</u> 等の伝達方法 ウ 避難の方法 エ 避難後の心得	災害に関する事項	ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況
避難場所等に関する事項	ア 避難場所等の名称、所在地 イ 避難場所等への経路													
避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ <u>避難勧告</u> 等の伝達方法 ウ 避難の方法 エ 避難後の心得													
災害に関する事項	ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況													
避難場所等に関する事項	ア 避難場所等の名称、所在地 イ 避難場所等への経路													
避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ <u>避難指示</u> 等の伝達方法 ウ 避難の方法 エ 避難後の心得													
災害に関する事項	ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況													
3-2-24	<p>第7 [略]</p> <p>第8 火山災害に対する住民等の予防措置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 正しい情報を、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、ホームページ及びいわてモバイルメール等を通じて入手する。</p> <p>○ 市町村の避難の<u>勧告又は指示</u>に従って行動する。</p>	<p>第7 [略]</p> <p>第8 火山災害に対する住民等の予防措置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 正しい情報を、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、ホームページ及びいわてモバイルメール等を通じて入手する。</p> <p>○ 市町村の避難の<u>指示</u>に従って行動する。</p>												
修正理由	<p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>													

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-27	<p>第7節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県は、市町村その他の防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、市町村に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 市町村は、<u>避難勧告</u>等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県その他の防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</p> <p>[略]</p>	<p>第7節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県は、市町村その他の防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、市町村に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 市町村は、<u>避難指示</u>等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県その他の防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</p> <p>[略]</p>
修正理由	○ 法令等の改正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																																												
3-3-1	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害対策本部</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 分掌事務</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>活 動 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">災 害 発 生 前</td> <td>1 事前の情報収集、連絡調整</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 災害対策用資機材の点検整備</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>3 公安警備対策</td> <td>避難勧告、避難指示(緊急)及び避難誘導の準備</td> </tr> <tr> <td>4 活動体制の整備</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>5 活動体制の徹底</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">災 害 発 生 後</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1 情報連絡活動</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 本部員会議の開催</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>3 災害広報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4 公安警備対策</td> <td>(1) 避難勧告、避難指示(緊急)及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施</td> </tr> <tr> <td>5 避難対策</td> <td>(1) 避難勧告、避難指示(緊急)の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		活 動 項 目	災 害 発 生 前	1 事前の情報収集、連絡調整	[略]	2 災害対策用資機材の点検整備	[略]	3 公安警備対策	避難勧告、避難指示(緊急)及び避難誘導の準備	4 活動体制の整備	[略]	5 活動体制の徹底	[略]	災 害 発 生 後	[略]	[略]	1 情報連絡活動	[略]	2 本部員会議の開催	[略]	3 災害広報	[略]	4 公安警備対策	(1) 避難勧告、避難指示(緊急)及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施	5 避難対策	(1) 避難勧告、避難指示(緊急)の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営		[略]	[略]	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害対策本部</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 分掌事務</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>活 動 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">災 害 発 生 前</td> <td>1 事前の情報収集、連絡調整</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 災害対策用資機材の点検整備</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>3 公安警備対策</td> <td>避難指示等及び避難誘導の準備</td> </tr> <tr> <td>4 活動体制の整備</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>5 活動体制の徹底</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">災 害 発 生 後</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1 情報連絡活動</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 本部員会議の開催</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>3 災害広報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4 公安警備対策</td> <td>(1) 避難指示等及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施</td> </tr> <tr> <td>5 避難対策</td> <td>(1) 避難指示等の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		活 動 項 目	災 害 発 生 前	1 事前の情報収集、連絡調整	[略]	2 災害対策用資機材の点検整備	[略]	3 公安警備対策	避難指示等及び避難誘導の準備	4 活動体制の整備	[略]	5 活動体制の徹底	[略]	災 害 発 生 後	[略]	[略]	1 情報連絡活動	[略]	2 本部員会議の開催	[略]	3 災害広報	[略]	4 公安警備対策	(1) 避難指示等及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施	5 避難対策	(1) 避難指示等の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営		[略]	[略]
区 分		活 動 項 目																																																												
災 害 発 生 前	1 事前の情報収集、連絡調整	[略]																																																												
	2 災害対策用資機材の点検整備	[略]																																																												
	3 公安警備対策	避難勧告、避難指示(緊急)及び避難誘導の準備																																																												
	4 活動体制の整備	[略]																																																												
	5 活動体制の徹底	[略]																																																												
災 害 発 生 後	[略]	[略]																																																												
	1 情報連絡活動	[略]																																																												
	2 本部員会議の開催	[略]																																																												
	3 災害広報	[略]																																																												
	4 公安警備対策	(1) 避難勧告、避難指示(緊急)及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施																																																												
5 避難対策	(1) 避難勧告、避難指示(緊急)の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営																																																													
	[略]	[略]																																																												
区 分		活 動 項 目																																																												
災 害 発 生 前	1 事前の情報収集、連絡調整	[略]																																																												
	2 災害対策用資機材の点検整備	[略]																																																												
	3 公安警備対策	避難指示等及び避難誘導の準備																																																												
	4 活動体制の整備	[略]																																																												
	5 活動体制の徹底	[略]																																																												
災 害 発 生 後	[略]	[略]																																																												
	1 情報連絡活動	[略]																																																												
	2 本部員会議の開催	[略]																																																												
	3 災害広報	[略]																																																												
	4 公安警備対策	(1) 避難指示等及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施																																																												
5 避難対策	(1) 避難指示等の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営																																																													
	[略]	[略]																																																												
修正理由	○ 法令等の改正に伴う修正																																																													

頁	現 計 画	修 正 案																
<p>3-3-13</p> <p>3-3-14</p> <p>3-3-15</p>	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達 [略]</p> <p>ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報</p>	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達 [略]</p> <p>ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 573 371 752">名 称</th> <th data-bbox="371 573 496 752">対象範囲</th> <th data-bbox="496 573 639 752">噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th data-bbox="639 573 839 752">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 752 371 1155">噴火警報（居住地及びそれより火口側）又は噴火警報</td> <td data-bbox="371 752 496 1155">居住地及びそれより火口側</td> <td data-bbox="496 752 639 1155">[略] レベル4 (<u>避難準備</u>)</td> <td data-bbox="639 752 839 1155">[略] 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	名 称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準	噴火警報（居住地及びそれより火口側）又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	[略] レベル4 (<u>避難準備</u>)	[略] 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="865 573 979 752">名 称</th> <th data-bbox="979 573 1104 752">対象範囲</th> <th data-bbox="1104 573 1248 752">噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th data-bbox="1248 573 1447 752">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="865 752 979 1155">噴火警報（居住地及びそれより火口側）又は噴火警報</td> <td data-bbox="979 752 1104 1155">居住地及びそれより火口側</td> <td data-bbox="1104 752 1248 1155">[略] レベル4 (<u>高齢者等避難</u>)</td> <td data-bbox="1248 752 1447 1155">[略] 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	名 称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準	噴火警報（居住地及びそれより火口側）又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	[略] レベル4 (<u>高齢者等避難</u>)	[略] 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合
名 称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準															
噴火警報（居住地及びそれより火口側）又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	[略] レベル4 (<u>避難準備</u>)	[略] 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合															
名 称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準															
噴火警報（居住地及びそれより火口側）又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	[略] レベル4 (<u>高齢者等避難</u>)	[略] 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合															
修正理由	○ 法令等の改正に伴う修正																	

頁	現 計 画	修 正 案																
3-3-26	<p>第7節 広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実 施 機 関</th> <th>広 報 広 聴 活 動 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> [略]</td> </tr> </tbody> </table>	実 施 機 関	広 報 広 聴 活 動 の 内 容	市町村本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> [略]	<p>第7節 広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実 施 機 関</th> <th>広 報 広 聴 活 動 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難指示等</u> [略]</td> </tr> </tbody> </table>	実 施 機 関	広 報 広 聴 活 動 の 内 容	市町村本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難指示等</u> [略]								
実 施 機 関	広 報 広 聴 活 動 の 内 容																	
市町村本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> [略]																	
実 施 機 関	広 報 広 聴 活 動 の 内 容																	
市町村本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難指示等</u> [略]																	
3-3-27	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>県本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会盛岡放送局</td> <td>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 <u>避難勧告等の情報</u> [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	県本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> [略]	[略]	[略]	日本放送協会盛岡放送局	1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 <u>避難勧告等の情報</u> [略]	[略]	[略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>県本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難指示等</u> [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会盛岡放送局</td> <td>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 <u>避難指示等の情報</u> [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	県本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難指示等</u> [略]	[略]	[略]	日本放送協会盛岡放送局	1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 <u>避難指示等の情報</u> [略]	[略]	[略]
県本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> [略]																	
[略]	[略]																	
日本放送協会盛岡放送局	1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 <u>避難勧告等の情報</u> [略]																	
[略]	[略]																	
県本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難指示等</u> [略]																	
[略]	[略]																	
日本放送協会盛岡放送局	1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 <u>避難指示等の情報</u> [略]																	
[略]	[略]																	
3-3-28	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 (株)ラヂオもりおか</td> <td>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達 2 <u>避難勧告等の情報</u> 3 災害発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局</td> <td>1 <u>避難勧告等の情報</u> 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> </tbody> </table>	(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 (株)ラヂオもりおか	1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達 2 <u>避難勧告等の情報</u> 3 災害発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局	1 <u>避難勧告等の情報</u> 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 (株)ラヂオもりおか</td> <td>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達 2 <u>避難指示等の情報</u> 3 災害発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局</td> <td>1 <u>避難指示等の情報</u> 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> </tbody> </table>	(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 (株)ラヂオもりおか	1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達 2 <u>避難指示等の情報</u> 3 災害発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局	1 <u>避難指示等の情報</u> 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況								
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 (株)ラヂオもりおか	1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達 2 <u>避難勧告等の情報</u> 3 災害発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況																	
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局	1 <u>避難勧告等の情報</u> 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況																	
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 (株)ラヂオもりおか	1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達 2 <u>避難指示等の情報</u> 3 災害発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況																	
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局	1 <u>避難指示等の情報</u> 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況																	

	(株)河北新報社 盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社		(株)河北新報社 盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社					
	[略]	[略]	[略]	[略]				
3-3-29	〔県本部の担当〕			〔県本部の担当〕				
	部	課	地方 支 部 班	担当業務	部	課	地方 支 部 班	担当業務
	総務部	総務室	[略]	[略]	総務部	総務室	[略]	[略]
	復興防災部	防災課	—	1・2 [略] 3 <u>避難勧告等</u> が出された 場合の報道 機関に対す る報道要請 [略]	復興防災部	防災課	—	1・2 [略] 3 <u>避難指示等</u> が出された場 合の報道機関 に対する報道 要請 [略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
修正理由	○ 法令等の改正に伴う修正							

頁	現 計 画	修 正 案																												
3-3-46	<p>第18節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、登山者等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の指示（以下本節中「<u>避難勧告等</u>」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難勧告等</p> <table border="1" data-bbox="256 707 829 1070"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の内容</p> <p>○ 実施責任者は、次の内容を明示して、<u>避難勧告等</u>を行う。</p> <table border="1" data-bbox="256 1344 798 1702"> <tbody> <tr><td>ア 発令者</td></tr> <tr><td>イ <u>避難勧告等</u>の日時</td></tr> <tr><td>ウ <u>避難勧告等</u>の理由</td></tr> <tr><td>エ 避難対象地域</td></tr> <tr><td>オ 避難対象者及びとるべき行動</td></tr> <tr><td>カ 避難先</td></tr> <tr><td>キ 避難経路</td></tr> <tr><td>ク その他必要な事項</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 県本部長は、平常時からの火山防災協議会での共同検討の結果を踏まえ、学識者等専門家との密接な連携のもとに、土石流等の発生又はそのおそれがある場合等を含め、市町村長に対し<u>避難勧告等</u>の助言を行う。</p> <p>○ 市町村は、火山防災協議会において協議された火山ハザードマップ及び避難計画等を参考にしつつ、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら、段階的な<u>避難勧告</u></p>	実施機関	担当業務	市町村本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕	[略]	[略]	ア 発令者	イ <u>避難勧告等</u> の日時	ウ <u>避難勧告等</u> の理由	エ 避難対象地域	オ 避難対象者及びとるべき行動	カ 避難先	キ 避難経路	ク その他必要な事項	<p>第18節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、登山者等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、<u>高齢者等避難及び避難指示</u>（以下本節中「<u>避難指示等</u>」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難指示等</p> <table border="1" data-bbox="866 707 1439 1070"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td><u>必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示</u> 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1) 避難指示等の内容</p> <p>○ 実施責任者は、次の内容を明示して、<u>避難指示等</u>を行う。</p> <table border="1" data-bbox="866 1344 1407 1702"> <tbody> <tr><td>ア 発令者</td></tr> <tr><td>イ <u>避難指示等</u>の日時</td></tr> <tr><td>ウ <u>避難指示等</u>の理由</td></tr> <tr><td>エ 避難対象地域</td></tr> <tr><td>オ 避難対象者及びとるべき行動</td></tr> <tr><td>カ 避難先</td></tr> <tr><td>キ 避難経路</td></tr> <tr><td>ク その他必要な事項</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 県本部長は、平常時からの火山防災協議会での共同検討の結果を踏まえ、学識者等専門家との密接な連携のもとに、土石流等の発生又はそのおそれがある場合等を含め、市町村長に対し<u>避難指示等</u>の助言を行う。</p> <p>○ 市町村は、火山防災協議会において協議された火山ハザードマップ及び避難計画等を参考にしつつ、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら、段階的な<u>避難指示</u></p>	実施機関	担当業務	市町村本部長	<u>必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示</u> 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕	[略]	[略]	ア 発令者	イ <u>避難指示等</u> の日時	ウ <u>避難指示等</u> の理由	エ 避難対象地域	オ 避難対象者及びとるべき行動	カ 避難先	キ 避難経路	ク その他必要な事項
実施機関	担当業務																													
市町村本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕																													
[略]	[略]																													
ア 発令者																														
イ <u>避難勧告等</u> の日時																														
ウ <u>避難勧告等</u> の理由																														
エ 避難対象地域																														
オ 避難対象者及びとるべき行動																														
カ 避難先																														
キ 避難経路																														
ク その他必要な事項																														
実施機関	担当業務																													
市町村本部長	<u>必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示</u> 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕																													
[略]	[略]																													
ア 発令者																														
イ <u>避難指示等</u> の日時																														
ウ <u>避難指示等</u> の理由																														
エ 避難対象地域																														
オ 避難対象者及びとるべき行動																														
カ 避難先																														
キ 避難経路																														
ク その他必要な事項																														

等を行うよう努める。

(2) **避難勧告等の周知**

3-3-48

ア 地域住民等への周知

○ 実施責任者は、避難勧告等の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、広報媒体（ラジオ、テレビ）、ホームページ及び緊急速報メールによって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

○ 県本部長は、市町村長から避難勧告等の報告を受けた場合は、報道機関を通じ地域住民等への周知を図る。また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

[報道機関への放送協力要請（通知） 資料編3-5-1]

○ 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じて、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

○ 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難勧告等の周知に当たっては、あらかじめ、火山防災マップ、案内板、避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。

○ 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。

○ 避難勧告等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

種類及び内容		備考
鐘音	サイレン	
[略]	[略]	[略]

○ 指定避難所までの安全な避難経路が確保できない地区については、住民等に地区内の高台への避難又は自宅待機（垂直避難）を呼びかける。

イ 登山者等への周知

○ 県及び市町村は相互に連携を図りながら、登山者等に対し、緊急速報メール、いわてモバイルメール、消防防災ヘリコプター等によって、避難勧告等の内容の周知徹底を図る。

○ 上記のほか、突発的に噴火が発生又は発生するおそれがある場合においても、県及び市町村は相互に連携を図りながら、避難勧告等の内容の周知に準じ、緊急下山等の広報を実施する。

ウ 関係機関相互の連絡

等を行うよう努める。

(2) **避難指示等の周知**

ア 地域住民等への周知

○ 実施責任者は、避難指示等の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、広報媒体（ラジオ、テレビ）、ホームページ及び緊急速報メールによって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

○ 県本部長は、市町村長から避難指示等の報告を受けた場合は、報道機関を通じ地域住民等への周知を図る。また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

[報道機関への放送協力要請（通知） 資料編3-5-1]

○ 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じて、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

○ 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ、火山防災マップ、案内板、避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。

○ 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。

○ 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

種類及び内容		備考
鐘音	サイレン	
[略]	[略]	[略]

○ 指定避難所までの安全な避難経路が確保できない地区については、住民等に地区内の高台への避難又は自宅待機（垂直避難）を呼びかける。

イ 登山者等への周知

○ 県及び市町村は相互に連携を図りながら、登山者等に対し、緊急速報メール、いわてモバイルメール、消防防災ヘリコプター等によって、避難指示等の内容の周知徹底を図る。

○ 上記のほか、突発的に噴火が発生又は発生するおそれがある場合においても、県及び市町村は相互に連携を図りながら、避難指示等の内容の周知に準じ、緊急下山等の広報を実施する。

ウ 関係機関相互の連絡

- 実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

- ① 避難勧告等を行った者
- ② 避難勧告等の理由
- ③ 避難勧告等の発令時刻
- ④ 避難対象地域
- ⑤ 避難先
- ⑥ 避難者数

[略]

2～4 [略]

3-3-51

5 指定避難所の設置、運営

(1) 指定避難所の設置

- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- 市町村本部長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。
- ア 開設日時及び場所
- イ 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数
- ウ 開設期間の見込み
- 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区分	対象者
災害により、現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア <u>避難勧告</u> 等をした場合の避難者 イ <u>避難勧告</u> 等はないが、緊急に避難することが必要である者

- 市町村本部長は、指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても、原則として開設しないものとする。

[略]

3-3-53

6・7 [略]

- 実施責任者は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

- ① 避難指示等を行った者
- ② 避難指示等の理由
- ③ 避難指示等の発令時刻
- ④ 避難対象地域
- ⑤ 避難先
- ⑥ 避難者数

[略]

2～4 [略]

5 指定避難所の設置、運営

(1) 指定避難所の設置

- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- 市町村本部長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。
- ア 開設日時及び場所
- イ 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数
- ウ 開設期間の見込み
- 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区分	対象者
災害により、現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア <u>避難指示</u> 等をした場合の避難者 イ <u>避難指示</u> 等はないが、緊急に避難することが必要である者

- 市町村本部長は、指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても、原則として開設しないものとする。

[略]

6・7 [略]

	<p>8 広域一時滞在 【本編・第3章・第15節・第3・8 参照】</p> <p>9 住民等に対する情報等の提供体制 【本編・第3章・第15節・第3・9 参照】</p>	<p>8 広域避難 【本編・第3章・第15節・第3・8 参照】</p> <p>9 広域一時滞在 【本編・第3章・第15節・第3・9 参照】</p> <p>10 住民等に対する情報等の提供体制 【本編・第3章・第15節・第3・10 参照】</p>
修正理由	○ 法令等の改正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>3-3-66</p> <p>3-3-67</p>	<p>第26節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 行方不明者及び遺体の捜索</p> <p>(1) 捜索の手配</p> <p>○ 市町村本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、地方支部警察署班長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。</p> <p>ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等</p> <p>イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数</p> <p>○ 地方支部警察署班長は、手配の要請を受け、又は自ら行方不明者のあることを知ったときは捜索を行うとともに、公安部警備課に手配する。</p> <p>○ <u>復興防災部防災危機管理監</u>は、地方支部総務班長からの報告に基づき、必要と認める他の市町村及び関係機関にその旨を連絡する。</p> <p>○ 市町村本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。</p> <p>[略]</p>	<p>第26節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 行方不明者及び遺体の捜索</p> <p>(1) 捜索の手配</p> <p>○ 市町村本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、地方支部警察署班長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。</p> <p>ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等</p> <p>イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数</p> <p>○ 地方支部警察署班長は、手配の要請を受け、又は自ら行方不明者のあることを知ったときは捜索を行うとともに、公安部警備課に手配する。</p> <p>○ <u>県本部長</u>は、地方支部総務班長からの報告に基づき、必要と認める他の市町村及び関係機関にその旨を連絡する。</p> <p>○ 市町村本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-5-1	<p>第1節 避難対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県及び市町村は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備する。</p> <p>2 市町村は、火山活動が長期化した場合には、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた<u>避難勧告</u>、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた対策を行う。</p> <p>3 市町村は、避難生活が長期化した場合は、必要に応じ火山活動状況を勘案しながら、避難者の<u>避難勧告対象区域・警戒区域</u>への一時入域を実施する。</p> <p>第2 避難対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難体制</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 状況に応じた<u>避難勧告</u>、警戒区域の設定、変更</p> <p>エ 住民への<u>避難勧告等</u>の通報体制の整備</p> <p>3 [略]</p> <p>第3 避難勧告対象区域・警戒区域の一時入域計画</p> <p>○ 市町村は、<u>避難勧告対象区域</u>又は警戒区域の一時入域を実施する際には、火山活動の状況を十分に考慮して実施することとし、入域者の安全対策について万全を期すものとする。</p> <p>○ 一時入域の実施に当たって、市町村は必要に応じ県に助言を求め、県は、学識経験者及び関係機関等と協議し、市町村長に対し助言を行う。</p>	<p>第1節 避難対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県及び市町村は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備する。</p> <p>2 市町村は、火山活動が長期化した場合には、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた<u>避難指示</u>、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた対策を行う。</p> <p>3 市町村は、避難生活が長期化した場合は、必要に応じ火山活動状況を勘案しながら、避難者の<u>避難指示等対象区域・警戒区域</u>への一時入域を実施する。</p> <p>第2 避難対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難体制</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 状況に応じた<u>避難指示等</u>、警戒区域の設定、変更</p> <p>エ 住民への<u>避難指示等</u>の通報体制の整備</p> <p>3 [略]</p> <p>第3 避難指示等対象区域・警戒区域の一時入域計画</p> <p>○ 市町村は、<u>避難指示等対象区域</u>又は警戒区域の一時入域を実施する際には、火山活動の状況を十分に考慮して実施することとし、入域者の安全対策について万全を期すものとする。</p> <p>○ 一時入域の実施に当たって、市町村は必要に応じ県に助言を求め、県は、学識経験者及び関係機関等と協議し、市町村長に対し助言を行う。</p>
3-5-2	<p>○ 市町村は、<u>避難勧告対象区域</u>又は警戒区域への一時入域について次の点に配慮した計画をあらかじめ策定する。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>○ 市町村は、関係機関と連携し、<u>避難勧告対象区域</u>又は警戒区域への計画外の入域を防ぐ手段を講じる。</p>	<p>○ 市町村は、<u>避難指示等対象区域</u>又は警戒区域への一時入域について次の点に配慮した計画をあらかじめ策定する。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>○ 市町村は、関係機関と連携し、<u>避難指示等対象区域</u>又は警戒区域への計画外の入域を防ぐ手段を講じる。</p>
修正理由	○ 法令等の改正に伴う修正	